

分銅レンタル約款及び賃貸借契約書

第1条（総則）

お客様（以下甲という）と（株）大正天びん製作所（以下乙という）とは分銅のレンタル利用および賃貸借（以下契約という）について下記の条項について合意します。

第2条（レンタル物件）

乙は甲に対して、請求書記載のレンタル物件（以下物件という）レンタルし、甲はこれを借受けます。

第3条（レンタル期間）

第1項 レンタル期間は請求書記載のとおりとし、乙が甲に対して物件が到着した日をレンタル開始日とします。

第2項 第1項のレンタル期間が満了する前に、甲から延長期間を定めて期間延長の申し出があった場合は、甲にこの契約に違反する行為がない限り乙はこの申し出を承諾します。

第3項 前項により延長された期間を更に延長するときにも前項の規定によるものとして以降繰り返し延長するときも同様とします。

第4条（レンタル料金）

甲は乙に対して、請求書記載のレンタル料を支払うものとします。その支払方法は請求書記載の通りとします。ただし、レンタル期間が1週間（7日）以下の場合は基本料金を支払います。

なお、レンタル期間中の解約は第12条の定めによるものとします。

第5条（物件の引渡し）

乙は甲に対して、物件を甲の指定する場所において引渡し、その運送費等の諸費用は甲の負担とします。

第6条（担保責任）

第1項 乙は甲に対して、引渡しの際に物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件が甲の使用目的への適合性については担保しません。

第2項 甲が乙に対して、物品の引渡しを受けた日から24時間以内に物件の性能の欠陥につき、乙に書面による通知をしない場合は、物件は正常な性能を備えた状態で甲に引き渡されたものとします。

第7条（担保責任の範囲）

第1項 レンタル期間内に、甲の責によらない事由で生じた性能の欠陥により物件が使用できなくなった場合は、乙は乙の負担において速やかに物件の修理または取り替えます。

第2項 乙は第1項に定める以外には物件の担保責任は負いません。

第8条（物件の使用保管）

第1項 甲は、物件を管理者の注意を以って使用、保管し、この使用および保管に要する諸費用を負担します。

第2項 甲は、乙の書面による承諾を得ないで第三者に物権の譲渡、転貸又は、物件の質権、抵当権等一切の権利の設定は出来ません。

第3項 甲は、物件に貼付された乙の所有権を明示する標識等を除去、破損してはなりません。

第9条（物件の使用地域）

甲の物件使用地域は日本国内とします。

第10条（物件の滅失、毀損）

甲が自己の責による事由により物品を滅失、毀損した場合は、甲は乙に対して代替物件の購入代価または物件の修理代金を侵害賠償として支払う。

第11条（損害保険）

第1項 乙は物件に動産総合保険を、乙の負担において付保します。

第2項 物件に保険事故が発生した場合は、甲は直ちにその旨を通知する共に、乙の保険金受領に必要な手続きに協力する。

第3項 甲が前項の義務を履行した場合は、甲が乙に賠償しなければならない第10条の金額について受領保険金の限度でその義務が免除されます。ただし、甲が第2項の通知義務を怠り、物件の滅失、毀損について故意または重過失がある場合はこの限りではありません。

第12条（甲からの解約）

甲はレンタル期間中であっても、事前に乙に通知の上物件を乙の指定する場所に返還して契約を解除することが出来る。ただし、レンタル料金、計算については物品のレンタル期間が1週間以内は基本料金、超えた場合は日割計算で行います。

第13条（解約）

甲または乙は、物件に第7条の性能の欠陥がある場合、物件の修理または取替えに過大な費用または時間を要する時は、その旨を通知して契約を解除することが出来る。

第14条（契約解除）

甲に次の各号の事由が発生した場合は、乙は催告をしないで通知により契約を解除することができる。

A．甲が本契約に違反したとき。

B．甲が支払い停止状態に陥り、または手形の不渡り処分を受けたとき。

C．甲が破産、民事再生手続き、会社更生、整理等の申立てを受けまたは申立てをしたとき。

D．甲が事業の休廃止、解散したとき。

E．甲が信用を喪失したとき。

第15条（物件の返還）

契約がレンタル期間の満了により終了した場合、甲は乙に対してレンタル期間満了後直ちに物件を乙の指定する場所に甲の費用負担で返還する。

契約の解約、解除がなされた場合も同様に甲は直ちに物件を前記により返還する。

第16条（物件の返還遅延の損害金）

甲が乙に対して、物件の返還を遅延したとき、甲はレンタル期間の終了翌日から返還完了日まで、レンタル料金を日割計算で支払うこととする。

第17条（校正証明書の発行）

乙は甲に対して、要求があれば物件の JCSS 校正証明書（コピー）を発行する。

第18条（付随事項）

甲乙は、この契約により付随事項を定めた場合はその条項はこの契約と一体となりこれを補完または修正することを承認する。

第19条（その他）

この契約に定めのない事項またはこの契約条項に疑義が生じた場合は、甲乙において誠意をもって協議のうえ、解決する。

平成 年 月 日

甲

乙

〒304-0031

茨城県下妻市高道祖 4219-2

（株）大正天びん製作所